

市会議案第1号

介護職員の処遇改善の実施に際し、関連する事務手続  
の簡素化及び対象職種の拡大等を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月23日提出

吹田市議会議員 後藤 恭平

同 馬場慶次郎

同 澤田 直己

同 矢野伸一郎

同 藤木 栄亮

同 小北 一美

## 介護職員の処遇改善の実施に際し、関連する事務手続の簡素化及び対象職種の拡大等を求める意見書（案）

近年、高齢化が進展する中、介護が必要な高齢者は増加の一途をたどっており、コロナ禍において介護サービスを継続する上でも、エッセンシャルワーカーとしての介護人材の役割がますます重要となっている。しかし、介護現場では、人材の確保に苦慮しており、その解決のためにも、介護職員の処遇改善が求められる。

そのような中、政府は、昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員についても、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を実施することを決定し、これを踏まえ、本年10月以降に臨時の報酬改定が行われる予定である。

しかし、地域の介護サービスを持続可能なものとするためには、介護職員の処遇改善において、臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う介護報酬の公的価格の改定も含め、事務手続の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとに柔軟に対応できる取組が求められる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

### 記

- 1 臨時の報酬改定で加算を新設するに当たっては、新たな加算と現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算との統合を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算については、事務職員等も対象に含め、事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 介護報酬の公的価格の見直しに当たっては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数や事業所内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースに、事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化を図るほか、人材確保のために事業者の裁量を拡大するよう制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

吹田市議会